

使用権の譲渡申請に必要な書類について

霊園使用権の譲渡には、次の書類が必要でございますので、よく確認のうえ提出していただきますようお願い申し上げます。

1. 霊園使用権譲渡申請書（同封しております）
2. 親等図（同封しております）
 - ・ 埋蔵者と名義人及び譲受人の親族関係が分かるように記入してください。
3. 誓約書（同封しております）
 - ・ 名義人及び譲受人の実印を押印してください。
4. 譲渡理由書（同封しております）
 - ・ 名義人の実印を押印してください。
5. 戸籍関係書類
 - ・ 埋蔵者と譲受人の親族関係が分かるもの
 - ・ 除籍謄本又は改製原戸籍謄本が必要な場合があります。
6. 譲受人の住民票（発行日から3ヶ月以内のもの）マイナンバーは表示しないで下さい
 - ・ 世帯全員の氏名と続柄及び本籍地が記載されているもの
7. 名義人及び譲受人の印鑑登録証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
8. 大阪市設霊園使用許可証（紛失されている場合は、「紛失届」の提出が必要です）
9. 手数料 250 円
 - * 管理事務所へ直接持参される場合は、現金 250 円
 - * 郵送される場合は、郵便局で定額小為替（250 円）をお買い求めの上送付してください。（お願い：「指定受取人おなまえ」欄は白紙にてお願いします。）
10. 返信用切手（簡易書留郵便） 430 円分の郵便切手を同封してください。
 - * 新しい霊園使用許可証をお送りするための郵送料です。なお、霊園使用許可証の送付につきましては、3週間から1ヶ月程度かかりますのでご了承ください。

大阪市設 泉南メモリアルパーク 管理事務所
指定管理者 泉南メモリアルパーク管理グループ
〒599-0232 大阪府阪南市箱作 2603 番地の 1
TEL 072 (476) 2332 FAX 072 (476) 5771
(年中無休：受付：午前 8:30 ～ 午後 4:30)

霊園使用権譲渡申請書

大阪市長様

平成 年 月 日

申請者	住所	
	氏名	(実印)

次のとおり霊園の使用権を譲渡したいので申請します。

霊園名	泉南メモリアルパーク		使用霊地数	1 霊地
使用場所	区	番	号	第 号
既納使用料	円			
既納管理料	円		年 月 日から 年 月 日まで	
譲 受 人	本籍	筆頭者 ()		
	住所	住宅名・号館・号室		郵便番号
		電話番号	住所コード	
	フリガナ	(氏)	(名)	年 月 日生
氏名			1 大 正 2 昭 和 3 平 成	
前使用者との続柄				

(添付書類) 霊園使用許可証・戸籍謄本・住民票

印鑑登録証明書・同意書・誓約書・理由書

収大印紙

受	付	平成	・	・
許可証書換	平成	・	・	

親 等 図

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死 生 亡 生	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死 生 亡 生	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死 生 亡 生	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死 生 亡 生	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死 生 亡 生	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死 生 亡 生	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死 生 亡 生	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死 生 亡 生	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死 生 亡 生	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死 生 亡 生	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死 生 亡 生	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死 生 亡 生	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死 生 亡 生	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死 生 亡 生	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死 生 亡 生	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死 生 亡 生	

	続柄
年 年	
月 月	
日 日	
死 生 亡 生	

(注)

1. 現名義人と承継者との続柄関係を生死の区別なく全員記入してください。又、ご健在の方は生年月日を、死亡された方は生年月日と死亡年月日を記入してください。**(死亡者は赤字、生存者は黒字)**
2. 承継者と現名義人については、その旨を欄外に付記してください。

誓約書

大阪市長様

平成 年 月 日

譲渡人

住所

氏名

実印

譲受人

住所

氏名

実印

私達は、大阪市設泉南メモリアルパークの _____ 名義の
第 区 番 号霊地の使用权を _____ に譲渡することに
ついて許可されました後は、将来にわたって一切の異議の申立ては行いません。

なお、万一他の親族から異議の申立てがありました場合は、当方において
責任をもって一切を処理し、大阪市に対して絶対にご迷惑をおかけしないと
ともに紛争の結果、大阪市において必要と認められる場合は、この変更許可
または、霊園使用許可の取り消しならびに市設霊園条例に基づくその他の
処分を受けましても何ら異存はありません。

大阪市設霊園使用許可証 紛失届

平成 年 月 日

大阪市長様

大阪市設泉南メモリアルパーク

使用場所 区 番 号

住所

氏名

実印

今回、

承継届 譲渡申請 返還届

を提出するにあたり、使用者の「大阪市設霊園使用許可証」
につきましては、紛失のため添付できませんのでよろしく
お取り計らい願います。